

相談室 Q&A

パートタイマー関係

Q

社会保険への加入を拒否するパートタイマーに、 どう対応すればよいか

このたび採用したパートタイマーから「社会保険料が高いので、社会保険への加入はしたくない」という申し出がありました。勤務条件は1日4時間・週5日勤務となります。こうした場合、本人の希望という合意書を提出させれば、加入させなくても問題ないでしょうか。あるいは、労働条件や雇用契約の内容を変更すれば認められるのでしょうか。

(東京都 A社)

A

社会保険（広義）の適用事業所に常時使用される者は一定の適用除外に該当する者を除いて被保険者となり、本人の意思にかかわらず加入する必要がある。従業員が社会保険の加入を希望しない場合は労働時間を被保険者とならない時間に抑えて雇用契約を締結する必要がある

回答者 千葉秀幸 ちば ひでゆき 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 社会保険、雇用保険の被保険者

広義の社会保険は労働保険（雇用保険、労災保険）と狭義の社会保険（健康保険、厚生年金保険）に分けられます[図表1]。それぞれ被保険者となる要件は雇用期間、週所定労働時間、加入年齢などがあり、これらの要件を満たす場合は強制的、当然に保険加入させる必要があります[図表2]。

2. パートタイマーの社会保険、雇用保険の適用基準

勤務時間、勤務日数が通常の従業員よりも少ないパートタイマーの場合でも、週所定労働時間が20時間以上の場合は雇用保険に加入する必要があります（雇用保険法6条）。また、社会保険については、[図表2]の雇用期間、加入年齢の要件は変わりませんが、週所定労働時間の部分が下記の基準に該当する場合には加入が必要になります。

【パートタイマーの社会保険の適用基準】

1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就業者

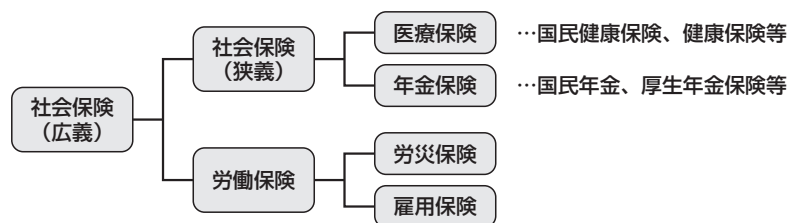
〈昭和55年6月6日付 各都道府県保険課(部)長
あて内翰〉

なお、①1日または1週の所定労働時間と、②1カ月の所定労働日数の関係では、①②の基準をいずれも満たす場合に常用的使用関係にあると認められます。しかしながら、①②のどちらかを満たさない場合であっても、総合的に「おおむね4分の3以上」を目安として適用となる場合があります。

3. 社会保険、雇用保険の保険料率

社会保険は標準報酬に応じて、保険料が決まります。平成26年6月現在の社会保険料率は厚生年金保険料率は17.12%（平成29年9月に18.3%となるまで段階的に引き上げられます）。健康保険料率は全国健康保険協会（協会けんぽ）の東京都の保険料率を見ると9.97%（介護保険第2号被保険者に該当する場合は11.69%）。合計すると27.09%（介護保険第2号被保険者〔40～64歳〕に該当する場合は28.81%）で労使折半でも標準報酬の13～14%程度であり、大きな負担といえます。これに対し、

図表1 社会保険の体系



図表2 社会保険、雇用保険の被保険者の要件

区 分	雇 用 期 間	週所定労働時間	加 入 年 齢
雇用保険	31日以上雇用が見込まれる者 ※一部例外を除く	週所定労働時間が20時間以上	65歳未満（同一の事業主に引き続き雇用される者は65歳以上も被保険者となる）
社会保険	2カ月を超えて雇用が見込まれる者 ※一部例外を除く	週所定労働時間が30時間以上 ※通常の従業員の週所定労働時間が40時間の場合	70歳未満（健康保険は75歳未満）

[注] 労災保険については、すべての従業員が強制加入となる。パートタイマー等であることを理由に保険適用が除外されることはない。

図表3 社会保険、雇用保険の保険料率(平成26年6月現在)

—%—

区 分	健 康 保 険 ※()は介護保険第2号 被保険者の場合	厚生年金保険 ※基金の場合を除く	雇 用 保 険 ※一般の事業の場合
保 険 料 率	9.97 (11.69)	17.12	1.35
従業員負担率	4.985 (5.845)	8.56	0.5

[注] 健康保険の数値は、東京都のもの。

雇用保険の保険料率は一般の事業の場合、1.35%で従業員の負担分は0.5%であり、比較的小さな負担となります[図表3]。

4. 平成28年10月からの改正

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年8月公布)により短時間労働者に対する厚生年金保険、健康保険の適用が拡大することになり、新たなパートタイマーの社会保険適用基準は以下の5点となります。

【新たなパートタイマーの社会保険適用基準(平成28年10月施行)】

- ①週所定労働時間が20時間以上
- ②勤続1年以上
- ③月額賃金が8万8000円以上(年収106万円以上)
- ④学生は適用除外
- ⑤一定規模(501人)以上の企業※

※現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定

5. ご質問の場合

ご質問のケースでは採用した従業員の週所定労働時間が20時間のため、現在は社会保険の加入対象となりません。ただし、平成28年10月の改正法施行により新たな適用基準を満たした場合、本人の意思に関係なく社会保険の被保険者となりますので、社会保険への加入を希望しない場合は週所定労働時間を適用基準未満に抑えるなど労働条件を見直す必要があります。

最後になりますが、雇用契約上は社会保険の適用基準の要件に非該当であっても、労働時間の実態が契約時間を超えて労働し、適用基準を満たす場合は要件に該当すると判断されることがありますのでご注意ください。雇用保険の適用基準も社会保険と同様に労働時間の実態で判断されます。社会保険と雇用保険については会社側、従業員の双方が保険料の負担、受けられる給付、そして被保険者の適用基準を十分理解した上で、雇用契約の内容を検討する必要があります。